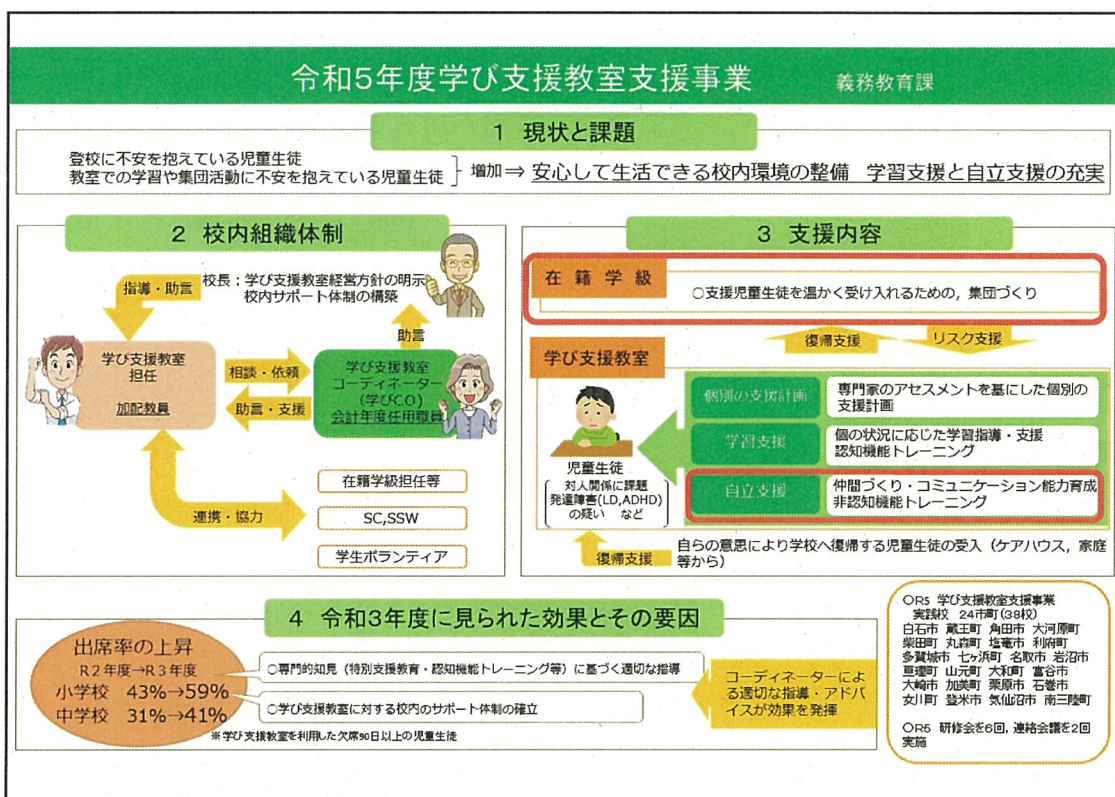
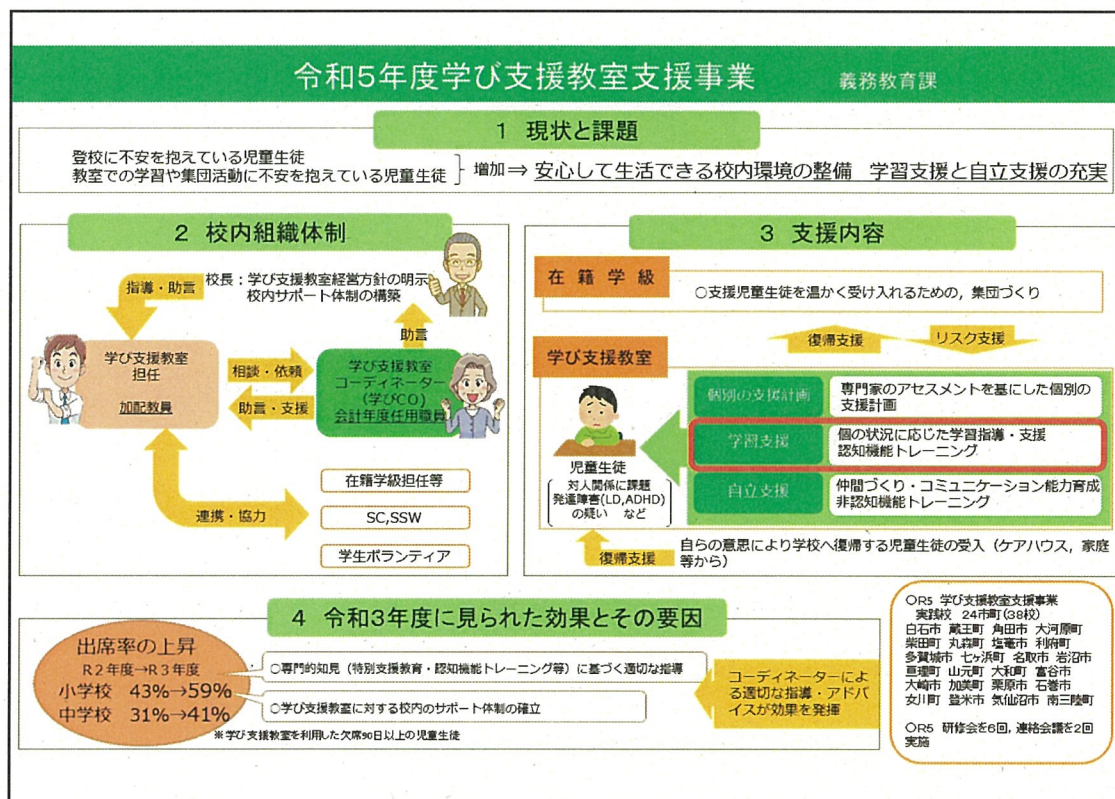




学び支援教室支援事業

令和5年度 連絡会議・研修会について

	開催時期	開催場所	出席者
連絡会議	①9月11日 ②1月19日	①東北自治研修センター ②東北歴史博物館	専任教員 関係市町教育委員会 教育事務所 学び支援教室コーディネーター (義務教育課)
研修会	① 4月14日 ② 5月26日 ③ 6月23日 ④ 8月25日 ⑤10月30日 ⑥11月10日	①②オンライン ③～⑥総合教育センター	専任教員 希望する教育委員会・学校 教育事務所 学び支援教室コーディネーター (義務教育課)

学び支援教室支援事業

学び支援教室運営の手引き



宮城県教育庁義務教育課
令和5年3月

学校に登校していない児童生徒等の社会的自立に向けた支援

別室支援の充実のために

～別室で児童生徒にかかわる方へ～

「教育機会確保法」には、不登校児童生徒が行う多様な学習活動を踏まえた個々の状況に応じた支援の大切さが示されており、また、児童生徒が安心して教育を受けられる学校の環境の整備も求められています。現在、各学校において別室等を設置し、子供たちを支援することで、「人とかかわれるようになった。」「前向きに学習するようになった。」などの成果を上げています。

別室支援を実施している学校で支援にかかわる方々に、留意してほしい点などをまとめました。

別室支援の目的は…

児童生徒が、所属学校とは別の学習環境の中で「社会的自立」を目指し、充実した活動ができるように支援することです。教室に集うことをゴールにせず、児童生徒や保護者とよく話し合い、思いや願いを踏まえて支援を行うことが大切です。

支援にかかわる方の留意点

- 校長先生の別室支援の運営方針と別室支援の目的を理解し、一人一人に配慮した支援を行いましょう。アセスメントを基にした支援計画による支援が大切です。
- 児童生徒の抱えている「不安」や「悩み」を理解し、その気持ちに寄り添い支援しましょう。
- 児童生徒の強み（ストロングポイント）を見付け、伸ばす支援を心掛けましょう。
- 学級担任や教科担任等と協力し、児童生徒の笑顔に応じた学習支援や自立支援の活動を通して「わかる喜び」「できる喜び」を味わえるように努めましょう。
- 別室には児童生徒だけでなく、一人一人に配慮して、誰もいない別室に登校し、一人で自習するだけでなく、一人一人に配慮して他の先生方に報告・連絡・相談をしましょう。
- 今後の支援の参考となる資料を得られるよう、児童生徒の学習や生活の様子等を記録しましょう。他の先生方と共有することも大切です。
- 困ったことがあれば、一人で悩まず声にして他の先生方に報告・連絡・相談をしましょう。一人で抱え込まないことが大切です。

宮城県教育庁義務教育課 令和5年3月